

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の持つ技術力を活用した綾瀬のものづくり技術のPR及び稼ぐ力の向上を目的に市内の中小企業者により組織された団体（以下「団体」という。）が実施する綾瀬ブランド新商品開発事業に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) 綾瀬ブランド新商品開発事業 経営基盤の安定、競争力の強化及び稼ぐ力の向上のため、専門家による支援を受け、市内中小企業者が自社の持つものづくり技術を活用し、一般消費者向け新商品の開発を行う事業をいう。
- (3) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に事業所を有する次のいずれにも該当する中小企業者で構成された団体とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者又は綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「企業立地条例」という。）第5条に規定する事業計画の認定を受け、操業を開始した中小企業者。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は役員のうち2分の1以上を

大企業が占めている中小企業及び企業立地条例に係る認定を受け、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。

(2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成21年3月17日総務省告示第175号）に分類される製造業である中小企業者

(3) 納期限の到来した市税を完納している中小企業者

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない中小企業者

(5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している中小企業者又は交付決定までに掲載を行う中小企業者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、新商品開発に係る専門家によるコンサルティング費用及び専門家の派遣に係る費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とし、400万円を限度とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施前に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 見積書

(3) 団体規約

(4) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）

(5) 役員等一覧表（第4号様式）

(6) その他市長が必要とする書類

2 前項に掲げる申請は、1申請者につき、同一年度1回までとする。

（決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による決定の日前にやむを得ず補助事業に着手しようとするときは、着手日の前日までに、事前着手届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとするときは、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金変更（中止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更について適否を決定し、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付変更（中止）承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (2) 契約書の写し又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、補助事業終了の日から起算して30日後の日とする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(綾瀬市ものづくり技術活用事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 綾瀬市ものづくり技術活用事業補助金交付要綱（平成28年5月11日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第7条の規定により交付の決定をされた事業については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和4年1月13日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 6 条関係）

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、交付決定にあたり、団体を構成する中小企業者の市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助事業の名称	綾瀬ブランド新商品開発事業
2 総事業費 (補助対象経費)	円 (円)
3 交付申請額	円
4 添付書類	(1) 事業計画書（第 2 号様式） (2) 見積書 (3) 団体規約 (4) 反社会的勢力に係る誓約書（第 4 号様式） (5) 役員等一覧表（第 5 号様式） (6) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第6条関係）

年度 事業計画書

名 称	フリガナ	
	名称	
代表者	フリガナ	
	氏名	
所在地		
電話番号		
FAX		
メールアドレス		
設立時期		
設立経緯		
団体を構成する 中小企業者の名 称・業種・創業 年月日・所在 地・代表者職・ 氏名		

活動計画書（3年間）

事業目的	【 年度】 【 年度】 【 年度】
事業内容	【 年度】 【 年度】 【 年度】
期待される効果	

活動計画書（単年度）

事業目的	
事業内容	
期待される効果	
実施スケジュール	

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

当団体、当団体の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当団体グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当団体グループの経営活動に関与していること、当団体グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当団体グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当団体の把握する限りありません。

したがって、当団体グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当団体の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当団体グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当団体が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住所

名	称
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

代表者役職名・氏名

電話 番 号

[illegible]

第 5 号様式（第 7 条関係）

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬ブランド新商品開発事業補助金の交付については、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由 ）
2 補助事業の名称	綾瀬ブランド新商品開発事業
3 補 助 金 交 付 決 定 額	円
4 補 助 条 件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び 綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱の遵守

第6号様式（第7条関係）

事前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 （ ）
担当者所属・氏名

年 月 日付けで申請した綾瀬ブランド新商品開発事業補助金について、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、事業を円滑に実施するため、交付決定前に着手いたしたく、届出します。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

第7号様式（第8条関係）

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬ブランド新商品開発事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補 助 事 業 の 名 称	綾瀬ブランド新商品開発事業	
2 総 事 業 費 (補助対象経費)	変更（中止）前	円 ()
	変更（中止）後	円 ()
3 申 請 金 額	変更（中止）前	円
	変更（中止）後	円
4 変更（中止）の理由		
5 添 付 書 類		

第8号様式（第9条関係）

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付変更（中止）承認について、綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助事業の名称	綾瀬ブランド新商品開発事業
2 決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない（理由）
3 変 更 後 交 付 決 定 額	円

第9号様式（第10条関係）

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬ブランド新商品開発事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

なお、交付にあたり、団体を構成する中小企業者の市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助事業の名称	綾瀬ブランド新商品開発事業
2 総事業費 (補助対象経費)	円 (円)
3 補助金額	円
4 事業成果の説明	
5 着手年月日	年 月 日
6 完成年月日	年 月 日
7 添付書類	(1) 収支決算書又はこれに代わる書類 (2) 契約書の写し又はこれに代わる書類 (3) 事業完了報告書

